



平成19年5月25日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号2804 東証第2部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成19年5月25日開催の取締役会において、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド - エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シー（以下、「公開買付者」といいます。）による当社株券等に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり、現時点においては意見を留保し、証券取引法27条の10第2項第1号に規定される公開買付者に対する質問を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド - エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シー (Steel Partners Japan Strategic Fund SPV LLC)
(2) 事 業 内 容	当社の株式を取得し、保有すること。
(3) 設 立 年 月 日	平成15年10月20日
(4) 本 店 所 在 地	スティール・パートナーズ・ジャパン・アセット・マネジメント・エル・ピー・気付、24 フェデラル・ストリート、ボストン、マサチューセッツ、02110、米国(c/o Steel Partners Japan Asset Management, L.P., 24 Federal St. Boston, MA 02110, U.S.A.)
(5) 代表者の役職・氏名	ゼネラル・マネージャー及び代表者 ウォレン・リヒテンシュタイン
(6) 資 本 金	0米ドル
(7) 大株主及び持株比率	公開買付者は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき設立されたりミテッド・ライアビリティー・カンパニー（有限責任会社）であるため、株式を発行しておりません。公開買付者には株主ではなく社員持分権を有する社員であるスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピー(持分権の割合 100%)が存在します。

(8) 買付者と対象者の 関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該 当状況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

当社は、平成 19 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 19 年 5 月 18 日に公開買付者により開始された本公開買付けに対する意見の表明は、現時点においては留保することを決議いたしました。

当社は、平成 19 年 5 月 16 日付プレスリリース(「当社株式の公開買付けの実施に関する書面の受領に関するお知らせ」)において開示しましたとおり、同日、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピー(以下、「SPJSF」といいます。)より、当社株式の公開買付けの実施に関する意向を表明した書面を突然に受領し、当社株式の公開買付けに係る SPJSF の意向を初めて認識するに至ったものです。当該書面においては、SPJSF が、当社の発行済株式の全部の取得を目的として、1 株当たり 1,584 円の買付価格により、取得予定の株式数に下限を付さずに公開買付けを実施することを意図している旨記載されていたものの、具体的な公開買付けの開始日、公開買付期間、買付け目的、取得後の予定その他の公開買付けの条件、ないし中長期的な観点から当社の企業価値を最大化させるために具体的にどのような施策を実施すべきと考えているのかといった当社の経営に関する関与の方針等については、何ら明らかにされておりました。本公開買付けは、その後、上記書面を除きその開始について公開買付者から当社に対して何ら事前の連絡もないまま、同月 18 日に公開買付者により突然に開始されたものです。

このような状況下で、当社は、当社の平成 19 年 5 月 18 日付プレスリリース(「財務アドバイザーの選任に関するお知らせ」)において開示しましたとおり、野村證券株式会社を財務アドバイザーとして選任して、従来より法律顧問としていた西村ときわ法律事務所とともに、共同して公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がこれまでに開示した情報を分析し、本公開買付けについての当社の意見形成の前提としての評価・検討を進めてまいりました。しかしながら、公開買付届出書その他公開買付者がこれまでに開示した情報のみからでは、公開買付者の概要、本公開買付けの目的及び本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針、本公開買付け価格の根拠その他の、本公開買付けの評価・検討に当たり重要であると考えられる多くの事項が明確ではなく、当社取締役会が、当社の経営を担う立場から、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、当社の株主の皆様の本公開買付けに応募されるか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成・表明するためには、これらの情報のみでは不十分であると考えます。

そこで、当社は、本日開催された当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見を留保し、さらに慎重に検討・判断するとした上で、「別紙」に記載の各事項について公開買

付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断しました。

公開買付者は、証券取引法第27条の10第11項及び同法施行令第13条の2第2項の規定に従い、本意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内（平成19年6月1日までの予定）に、「別紙」に記載の質問に対して、証券取引法第27条の10第11項に規定の対質問回答報告書を提出することが予定されています。当社は、公開買付者から提出されるかかる対質問回答報告書の内容を精査し、公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がそれまでに開示したその他の情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

なお、当社は、平成19年5月16日付の当社プレスリリースにおいて、当社の事業及び経営環境、SPJSFについて当社が当該時点において把握している情報、並びに同社から受領した意向表明に係る書面に記載のSPJSFの提案する公開買付けの条件等から判断し、同社の提案される公開買付けが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に資するものといえるかについては、相当の懸念を有している旨開示いたしました。これらの事情に加えて、上記のその後の本公開買付けの開始までの経緯及び公開買付者の提出した公開買付届出書その他公開買付者がこれまでに開示した情報等についての現時点までの検討の結果を踏まえ、当社は、現時点では、上記のとおり本公開買付けに対する意見の表明は留保するものの、公開買付者の提案する本公開買付けが、中長期的な観点で当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるといえるかについては、強い懸念を有しております。したがって、株主の皆様におかれましては、今後予定される当社の再度の意見表明を含め引き続き当社から開示される情報に御留意いただき、くれぐれも慎重に行動していただきますよう、お願いいたします。

3．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

上記のとおり、当社は、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見の表明を留保致します。また、当社が本公開買付けに対して何らかの対応策を取るか否か等につきましても、現時点においては未定です。なお、もし仮に当社が本公開買付けに対して何らかの対応策を取る場合には、法令及び証券取引所規則に従い、適時かつ適切に開示いたします。

5．公開買付者に対する質問

添付別紙をご参照下さい。

6．公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

本公開買付けの概要につきましては、金融庁が提供する「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」をご参照ください。

（アドレス：<https://info.edinet.go.jp/EdiHtml/main.htm>）

以 上

公開買付者に対する質問

第1 公開買付者及び公開買付者グループの概要

1 公開買付者について

- (1) 公開買付届出書「第2【公開買付者の状況】1【会社の場合】(1)【会社の概要】 【会社の沿革】」欄の記載によれば、公開買付者は、米国デラウェア州リミテッド・ライアビリティ・カンパニー法に基づき設立されたリミテッド・ライアビリティ・カンパニーであるとのことですが、公開買付者の負担する権利義務に関して、法令上ないし会社の目的(定款に記載されたものか否かを問いません。)その他により、何らかの制約・限定があるか否かについて、ご説明下さい。また、何らかの制約・限定がある場合には、本公開買付けにより公開買付者の負担ないし有することとなる権利義務及び当社の株主として公開買付者の負担ないし有することとなる権利義務が、これらによって制約・限定を受けるものであるか否かをご説明下さい。
- (2) 公開買付者の意思決定機関の概要(各意思決定機関の名称及びそれぞれの具体的な権限事項)、各意思決定機関における意思決定の手続についてご説明下さい。また、これらの意思決定機関が個人である場合には当該個人の具体的な役職、氏名及び経歴を、会議体である場合には、参加資格を有する者の範囲及び人数をご説明下さい。
- (3) 公開買付届出書「第2【公開買付者の状況】1【会社の場合】(1)【会社の概要】 【会社の目的及び事業の内容】」欄の記載によれば、公開買付者の事業の内容は、当社の「株式を取得し、保有すること」であるとのことですが、その他の事業は営んでいないのかかご説明下さい。
- (4) 公開買付届出書「第2【公開買付者の状況】1【会社の場合】(1)【会社の概要】 【役員職歴及び所有株式の数】」欄の記載によれば、公開買付者の役員として、「ゼネラルマネージャー及び代表者」の「ウォレン・リヒテンシュタイン」氏のみが記載されていますが、公開買付者には、同氏の他に役員はいないのかかご説明下さい。
また、公開買付者の役員以外の従業員その他の構成員の有無、存在する場合には、その人数、職務の分掌、及び、他の会社又は一切の団体との兼職の状況について、ご説明下さい。
- (5) 公開買付届出書「第1【公開買付要項】3【買付等の目的】」欄の記載によれば、公開買付者の特別関係者である「スチール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファン

ド(オフショア)、エル・ピー」(以下「SPJSF」といいます。)が公開買付者を設立されたとのことであり、また、同「第2【公開買付者の状況】1【会社の場合】(1)【会社の概要】

【大株主】」欄の記載によれば、公開買付者は、「アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき設立されたりミテッド・ライアビリティー・カンパニー(有限責任会社)」であって、SPJSF が公開買付者の社員持分権の100%を有するものであるとのことですが、

SPJSF が公開買付者の意思決定にどのように関与ないし影響を及ぼすのか、
公開買付者は SPJSF に対していかなる義務を負い、また、SPJSF は公開買付者に対していかなる権利を有するのか、
公開買付者の行為について、SPJSF はいかなる責任を負い、SPJSF にいかなる効果を及ぼすのか

等、公開買付者と SPJSF との関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)について、具体的にご説明下さい。

- (6) SPJSF 自身が公開買付者として本公開買付けを行わなかった理由を、明確かつ詳細にご説明下さい。
- (7) 公開買付者の代理人弁護士が当社に宛てた平成19年5月26日付「ご回答のお願い」と題する書面によれば、公開買付者は、「スチール・パートナーズ・ジャパン株式会社の関連ファンドである」と記載されており、公開買付届出書及び公開買付届出書添付書類の「公開買付代理ならびに事務取扱契約書」には、公開買付者の「代理人」としてスチール・パートナーズ・ジャパン株式会社(以下「SPJ 株式会社」といいます。)が記載されておりますが、公開買付者と SPJ 株式会社との関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)について、具体的にご説明下さい。また、公開買付者と SPJ 株式会社との間に何らかの契約が存在するのであれば、当該契約の具体的内容(いかなる権利義務を負うものであるのか等)をご説明下さい。

2 役員について

- (1) 公開買付届出書「第2【公開買付者の状況】1【会社の場合】(1)【会社の概要】 【役員の職歴及び所有株式の数】」欄に公開買付者の役員として記載されている「ウォレン・リヒテンシュタイン」氏は、同「職歴」欄の記載によれば、平成2年に「リミテッド・パートナーシップであるスチール・パートナーズ」を共同で設立、平成5年に「リミテッド・パートナーシップであるスチール・パートナーズ」を共同で設立。マネージング・メンバーを務める(現任)、平成14年「スチール・パートナーズ・ジャパン・アセット・マネジメント・エル・ピー」を設立。マネージング・メンバーを務める」及び SPJSF の「マネージャー」であるとの記載がなされておりますが、公開買付者と、スチール・パートナーズ (以下「SP1」といいます。)、スチール・パートナーズ (以下「SP2」といいます。)、

スティール・パートナーズ・ジャパン・アセット・マネジメント・エル・ピー(以下「SPJAM」といいます。)及び SPJSF との関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)、及び、それらの相互の関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)、事業内容、沿革、資本構成、財務内容について具体的にご説明下さい。また、SP1、SP2、SPJAM、及び SPJSF の事業所の所在地(もし仮に現在存在しないものがあれば、過去に存在した場所)を、ご説明下さい。

3 特別関係者との関係について

- (1) 公開買付届出書「第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】1【届出書提出日現在における株券等の所有状況】(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】」欄に公開買付者の特別関係者として記載されている SPJSF 及び「リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー」(以下「リバティ」といいます。))につき、公開買付者との関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含み、また、特別資本関係の具体的内容を含みますが、これらに限られません。)、社員その他の構成員、事業内容(リバティの店舗・事業所の有無、投資顧問業の業務を提供する顧客の数等を含みます。)、沿革、資本構成、及び、財務内容の詳細をご説明下さい。
- (2) リバティについて公開買付届出書「第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】1【届出書提出日現在における株券等の所有状況】(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】」欄に記載されている連絡先の住所及び担当者名と、SPJSF の連絡先として記載されている SPJAM 気付の住所及び担当者「クレア・エー・ワルトン」氏とは同一ですが、その事情(「クレア・エー・ワルトン」氏と公開買付者、リバティ、SPJSF 及び SPJAM との関係を含みます。))について、明確かつ具体的にご説明下さい。なお、2007年5月16日付「公開買付けの出資の確約について」の署名者である「クレーア・エー・ワルトン」氏と上記「クレア・エー・ワルトン」氏が同一人物であるか否かにつき、ご説明下さい。また、2007年5月16日付「公開買付けの出資の確約について」の「クレーア・エー・ワルトン」氏の肩書きの一つにある「リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」(以下「リバティ2」といいます。))及び「エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シー」(以下「SPJS」といいます。))につき、公開買付者との関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含み、また、特別資本関係の具体的内容を含みますが、これらに限られません。)、社員その他の構成員、事業内容、沿革、資本構成、及び、財務内容の詳細をご説明下さい。

4 特別関係者が保有する株式について

- (1) 公開買付届出書「第1【公開買付要項】8【買付け等に要する資金】(1)【買付け等に要する資金等】」欄の記載によれば、公開買付者は、当社の株式を有さず、公開買付者の特別関係者である SPJSF 及びリバティに関しては、SPJSF が当社普通株式 1,780,000 株を所有し、リバティが証券取引法施行令第7条第1項第3号に該当する当社普通株式 170,000 株を保有しているとのことですが、これらの株式の、当社の株主名簿又は実質株主名簿(併せて以下「株主名簿」といいます。)上の株主の名義及び当該株主の株主名簿上の株式の数を、それぞれご説明下さい。
- (2) 上記(1)の各株式について、SPJSF 又はリバティとは異なる者が株主名簿上の株主である場合には、いかなる契約その他の関係に基づき、かかる SPJSF 又はリバティとは異なる者が株主名簿上の株主となっているのか、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (3) 上記(1)の各株式について、SPJSF 又はリバティに対して、その議決権行使に関して指示を行う権限を有する者(自然人、及び、法人その他の一切の団体を含みます。)が存在する場合には、当該者の名称、自然人であれば国籍及び住所又は居所、法人であれば設立準拠法、事業所(複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの)の所在する国又は地域、事業内容、沿革、資本構成及び財務内容、並びに、当該者と SPJSF 又はリバティとの関係(契約関係その他権限を基礎付ける法律関係及び出資又は金銭の貸付若しくは借入の関係を含みますが、これに限られません。)に関して、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (4) SPJSF 名義の 2007 年 5 月 18 日付プレスリリースにおいて、「スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピー(以下、「SPJSF」)は本日、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド - エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シー(以下、「SPV 」)を通じてブルドックソース株式会社(コード番号:2804 東証2部)(以下、「同社」)の普通株式および新株予約権を取得するため公開買付けを開始することを発表しました。」と記載されていますが、上記の「通じて」との表現の意味について、明確かつ具体的にご説明下さい。

5 その他の関係者について

- (1) SPJSF は、平成 19 年 5 月 23 日付プレスリリースにおいて、同日、「スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド - エス・ピー・ヴィー ・エル・エル・シー」(以下「SPV 」)と申します。)が天龍製鋸株式会社株式の公開買付けを開始したことを記載されていますが、SPV と公開買付者との関係について、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (2) SPJSF、SPJ 株式会社、リバティ、SP1、SP2、SPJAM、SPV 、リバティ 2 及び SPJS 以外

に、公開買付者と出資関係又は金銭の貸付若しくは借入の関係がある者(一切の法人、団体を含みます。)(公開買付者、SPJSF、SPJ 株式会社、リパティ、SP1、SP2、SPJAM、SPV、リパティ 2 及び SPJS と、これらの者をあわせて、以下「公開買付者グループ」といいます。)がありましたら、その名称、社員その他の構成員、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等をご説明下さい。また、公開買付者グループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を図示してご説明下さい。

6 公開買付者及び公開買付者グループの経営の経験について

- (1) SPJSF は、2007 年 5 月 18 日付プレスリリースにおいて、「日本やその他の国々でスティール・パートナーズが食品会社に投資をしてきたこれまでの豊富な経験は、ブルドックソースにとってもお役に立つものだと考えています。」と記載されていますが、かかる「日本やその他の国々でスティール・パートナーズが食品会社に投資をしてきたこれまでの豊富な経験」の内容を、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (2) 公開買付者グループ及びその役員が、日本において会社を実質的に経営し、当該会社の実際の業務に関与された経験の有無、及び、もしある場合にはその具体的な内容(公開買付者グループの有する議決権の割合、実際の経営ないし業務への関与の形態を含みます。)を、具体的かつ詳細にご説明下さい。特に、日本の食品業界に属する会社を経営ないし業務に関与されたご経験がある場合(但し、単に株式を保有した場合を除くものとし、)には、その内容について、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (3) 公開買付者グループが、今までに、日本以外の国において、株式の取得、役員のパ遣等を通じて、会社を実質的に経営した経験の有無をご回答下さい。
仮に、かかる経験がある場合には、公開買付者グループが経営した会社の名称、設立準拠法、事業所(複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの)の所在する国又は地域、事業内容、沿革、資本構成及び財務内容、並びに、公開買付者グループがどのように経営を行ったか(経営者を派遣したか、公開買付者グループが当該会社に対してどのような成長の支援等をしたか等)についてご説明下さい。
- (4) もし上記(1)乃至(3)のようなご経験がある場合には、それらのうちのどの会社に関するどのようなご経験が、当社の経営のどの部分にどのように役に立つのかについて、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (5) 公開買付届出書「第 1【公開買付要項】8【買付け等に要する資金】(1)【買付け等に要する資金等】」欄において、「スティール・パートナーズが対象者の成長及び成功につながると考える対象者の率直的な事業活動、金融取引、企業買収案及びその他の事項における支援、アドバイス又は援助の提供を提案するために、適切と判断するとき自らの経験

を活用することを予定しています。」と記載されていますが、どのようなことを想定しているのでしょうか。具体的な項目を挙げていただくとともに、それが当社の企業価値向上にどのように結びつくのかについてご説明下さい。

第2 公開買付開始に至った経緯

1 当社株式の取得の経緯

- (1) SPJSF の 2007 年 5 月 18 日付プレスリリースによれば、SPJSF は、2002 年に当社株式の取得を開始した旨が記載されていますが、SPJSF 及びリバティのそれぞれが、これまで当社の株式を取得し(又は売却し)た時期、金額及び方法(市場における立会内取引若しくは立会外取引又は市場外取引)、並びに、株主名簿に具体的に記載した名義について、具体的かつ詳細にご説明下さい。また、その他の公開買付者グループがこれまでに当社の株式を取得し又は売却したことがある場合には、当該取得又は売却を行った者及び当該取得又は売却について上記と同様に具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (2) SPJSF 及びリバティのそれぞれの、これまでの当社株式の取得にあたっての 1 株当たりの平均コストをご説明下さい。

2 公開買付けの検討について

- (1) SPJSF の 2007 年 5 月 18 日付プレスリリースによれば、SPJSF が当社株式を「全株取得するため公開買付けを開始する」と記載されていますが、公開買付者による本公開買付けの後、公開買付者が本公開買付けにより取得した当社株式を SPJSF その他の第三者に移転する予定の有無、及び、もしそのような予定がある場合にはその具体的内容を明確かつ詳細にご説明下さい。
- (2) SPJSF の 2007 年 5 月 18 日付プレスリリースによれば、SPJSF が当社株式を「全株取得するため公開買付けを開始する」と記載されており、また、公開買付者の本公開買付けにおいても、買付けを行う株券等の数に上限又は下限は付されていませんが、公開買付者及び公開買付者グループは、本公開買付けの後、取得した当社の株式及び当社の運営に関してどのように対応する予定か、本公開買付けの後の公開買付者グループの議決権割合が 3 分の 1 未満であった場合、3 分の 1 以上過半数未満であった場合、過半数以上であった場合、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触した場合のそれぞれの場合ごとに、現時点での具体的な予定を明確かつ詳細にご説明下さい。
- (3) 公開買付者ないし公開買付者グループが、全株取得を目標とした理由を具体的かつ詳細にご説明下さい。

- (4) 公開買付者ないし公開買付者グループが、この時期に当社に対して本公開買付けを開始した理由を具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (5) 数ある公開買付者の投資先の中で、今回当社を本公開買付けの対象者に選んだ理由を、明確かつ詳細にご説明下さい。

3 公開買付けに先立つ書簡等について

- (1) SPJSF の 2007 年 5 月 16 日付プレスリリースによれば、「リヒテンシュタインは、2007 年 5 月 11 日付で同社にお送りした書簡で、本公開買付けの概要」を「説明しています。」と記載されていますが、SPJSF が当社に対して送付したいかなる書簡のどの部分を指して「本公開買付けの概要」が記載されていると主張しているのか、該当箇所を具体的に引用の上、ご説明下さい。
- (2) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、当社の「現経営陣の経営計画及び事業計画を支持して」いること、当社の「経営及び見通しを信頼して」いること、当社が「今後とも発展を続け、それに伴い対象者株式の価値も向上していくものと確信し」ていることについて記載されていますが、それにもかかわらず、なぜ、本公開買付けを開始する 2 日前まで公開買付けの実施の意図を何ら当社に対して連絡せず、また、当社経営陣との間で公開買付けの実施について協議検討を一切行うことなく一方的に本公開買付けを開始したのか、その理由を明確かつ詳細にご説明下さい。
- (3) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、「スティール・パートナーズは」「スティール・パートナーズが保有する世界的なネットワーク及びアドバイザーを過去対象者に提供してきており、今後も対象者に提供する予定です。」と記載されていますが、当社は、これまで公開買付者グループから世界的なネットワーク及びアドバイザーを提供していただいた事実を一切認識していません。公開買付者は、具体的にいかなる事実をもって、「スティール・パートナーズが保有する世界的なネットワーク及びアドバイザーを過去対象者に提供してき」とされているのか、明確かつ詳細にご説明下さい。また、今後当社に対して提供されるご予定の「スティール・パートナーズが保有する世界的なネットワーク及びアドバイザー」の具体的な内容を明確かつ詳細にご説明下さい。

4 公開買付者による当社株式取得の目的について

- (1) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、「本公開買付けの目的は、公開買付者及びその特別関係者とあわせて、対象者の発行済の株式の全株式を取得することにあります。」と記載されていますが、当社の発行済株式の全部を取得することにより達成しようとする目的を、具体的かつ詳細にご説明下さい。

い。

- (2) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付等の目的】」欄において、本公開買付けの目的を「対象者の発行済の株式の全株式を取得すること」と記載されつつ、「本公開買付けに基づく買付けは、あくまでも、証券売買による利益を得ることを目的とするもの」と記載されており、両者は同じ目的欄において記載されているところ、全株式を取得した場合には、上場を維持できなくなる可能性があります、その場合に公開買付者が証券売買により利益を得る方法としてどのようなことを考えられているのか、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (3) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付等の目的】」欄において、スチール・パートナーズは「あくまでも、証券売買による利益を得ることを目的とするもの」と記載しながら「公開買付者は現在のところ、本公開買付けによって取得する対象者株式を他の第三者に売却することは予定しておりません」と記載しています。どのような方法で、公開買付者が第三者に売却せずに、スチール・パートナーズが「証券売買による利益を得る」予定なのか、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (4) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付等の目的】」欄において、本公開買付けの後「証券売買による利益を得ることを目的とするものであるため、その時々における対象者株式の株式価値及び市場での取引価格、対象者の営業、経理及び財務の状況、対象者を取り巻く経営環境又は市場環境の変化、一般的な経済及び証券取引市場の状況、対象者が事業を行う市場における法規制の状況、公開買付者又は公開買付者による投資に対する日本国その他の国の法規制の状況、また、場合によっては、現経営陣が行う経営計画又は事業計画の策定又は変更など、公開買付者が保有することとなる対象者株式に影響を与える諸般の事情を考慮のうえ、その時々状況に応じ、将来その所有株式を市場内外において処分することは可能性としてありえます。」と記載されていますが、「対象者株式の株式価値及び市場での取引価格」や「証券取引市場の状況」さらには「市場内外において」といった文言は、当社の株券の上場が維持されることが前提の表現であるところ、これらの上場の維持を前提とした表現と、公開買付者が全株取得を目標としていることの整合性について、明確かつ詳細にご説明下さい。
また、上場廃止となるような場合には、どのような場合に当社の株式を処分する可能性があるのか、また、その際にどのような方法で当社株式の処分をされるのか、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (5) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付等の目的】」欄において、本公開買付けの目的を、「対象者の発行済み株式の全株式を取得すること」と記載されながら、「公開買付者は、対象者への投資を継続的に見直し」すことを予定している旨記載されています。ここでいう「投資の見直し」とは、どのようなことを想定しているのか、明確かつ具体的にご説明下さい。

- (6) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付等の目的】」欄において、「現在のところ」「議決権行使に関する指針を公開買付者は特に有していない旨記載されていますが、本公開買付けの後の公開買付者グループの議決権割合が、 3 分の 1 以上となった場合には、公開買付者グループは、株主総会における特別決議事項について拒否権を有することとなり、また、 過半数以上となった場合には、取締役の選任は、公開買付者の意向に沿うことになり、公開買付者の意向に沿う経営がなされる可能性があります。それぞれの場合における、公開買付者の議決権の行使の方針について、現在考えておられるものを、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (7) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付等の目的】」欄において、「対象者が公開買付者の完全子会社となった場合、対象者の資産を処分することを見込んでいます。」と記載されていますが、仮に当社を完全子会社化した場合には、具体的に、どのような資産をいつ処分することを「見込んで」いるのか、明確かつ詳細にご説明下さい。
- また、そのような資産の処分が「証券売買による利益を得ることを目的とする」ことと、どのように整合しているのか、明確かつ具体的にご説明下さい。さらに、「対象者に関して」「対象者の成長及び成功の支援を」「これからも目標とし続ける」ことに、上記の資産の処分がどのように整合しているのか、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (8) 公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付等の目的】」欄において、SPJSF は、「公開買付者及びその特別関係者とあわせて、対象者の議決権の 10.52%を所有する株主である。」と記載されていますが、他方で、SPJSF から当社に宛てた 2007 年 5 月 15 日付の書簡によれば、「Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P., along with our affiliates, owns 10.15% of Bull Dog Sauce Co. Ltd.'s (the "Companies") outstanding shares」と記載されており、齟齬が存するようにも思われます。
- 上記記載の整合性について、明確かつ具体的にご説明下さい。

第 3 本公開買付けの手続きについて

- (1) 全国各地に支店を有する大手証券会社が存在する中で、公開買付代理人としてウツミ屋証券株式会社(以下「ウツミ屋証券」といいます。)を選定した経緯及び理由を、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (2) 公開買付者は、本公開買付けに関する取次証券会社としては、具体的にどこを想定されているのか、具体名をご回答下さい。また、すでに取次証券会社となった証券会社がございましたら、その具体名をご回答ください。
- 本公開買付けに関して取次証券会社のなり手が存在しない場合には、ウツミ屋証券の本店又は各支店での応募とならざるを得ないと思われませんが、ウツミ屋証券の支店は、関西以北には東京支店(東京都中央区日本橋茅場町)しかなく、当社株主が仮に本公開買付

けに応募すると決定したとしても、応募が著しく困難な状況になる可能性があります。さらに、公開買付けに係る契約の解除に時間を要し、事実上、公開買付期間末日直前の公開買付けに係る契約の解除が困難になる可能性があります。

上記の応募及び契約の解除に関して、公開買付者としてはどのように対応されるお考えか、その具体的な方法につき、明確かつ具体的にご説明下さい。

- (3) 決済の開始日を平成 19 年 7 月 6 日金曜日とされていますが、実際に、株主名簿の書換の請求を行うのは、いつの予定か、(複数日の場合には、その始期及び終期を)明確にご回答下さい。

第 4 買付価格の算定根拠について

- (1) 公開買付者(公開買付者の意思決定を実質的に決する者を含みます。以下同様。)は、本公開買付けに関して財務アドバイザーを選任されているか、選任されている場合には当該財務アドバイザーの名称、設立準拠法、事業所(複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの)の所在する国又は地域、事業内容、沿革、及び資本構成を、明確かつ詳細にご説明下さい。
- (2) 公開買付届出書「第 1【公開買付要項】4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(2)【買付け等の価格】算定の経緯」欄には、株式及び新株予約権のいずれについても「公開買付者の社員は、平成 19 年 5 月 15 日付で普通株式の買付価格を決議し決定いたしました。なお、当該価格の算定に際しては、第三者の意見の聴取等を行っておりません。」と記載されていますが、第三者機関に対する意見の聴取等をされなかった理由を、明確かつ詳細にご説明下さい。
- (3) 公開買付者の唯一の社員である SPJSF は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】8【買付け等に要する資金】(1)【買付け等に要する資金等】」欄において、「300 億円を上限として、公開買付期間経過後決済日までの間に、本公開買付けによる対象者普通株式取得のための資金として出資」を行う旨の「拘束力のある、書面による確約」を行ったと記載されていますが、この確約の決議に先立って第三者から意見・助言の聴取等を行われなかったのか、ご回答下さい。仮に、SPJSF により第三者の意見・助言の聴取等を行われた場合には、当該第三者の名称、設立準拠法、事業所(複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの)の所在する国又は地域、事業内容、沿革、及び資本構成を明確かつ詳細にご説明下さい。
- (4) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(2)【買付け等の価格】算定の基礎」欄において当社の普通株式の買付け等の価格を決定するに当たり、当社の「普通株式の市場株価、(株価の

傾向も含めた)その財務、資産及び経営の状況並びに将来収益等の諸要素を総合的に勘案した結果」、当社株式の直近の市場価格が、当社株主が認識している公正な株式価値を合理的に反映したものと判断したと記載されていますが、そこで記載された、

普通株式の市場株価

(株価の傾向も含めた)財務の状況

(株価の傾向も含めた)資産の状況

(株価の傾向も含めた)経営の状況

将来収益

につき、それぞれの項目において如何なる資料を利用し、どのような判断をしたのか(例えば、将来収益に関して、どのようなデータに基づいていかなる計画を前提として算定したのか等)、具体的かつ詳細にご説明下さい。

また、上記の「等の諸要素」との記載に関連し、上記 から 以外で考慮した要素及びその資料を、具体的かつ詳細にご説明下さい。

- (5) 公開買付者が「諸要素を総合的に勘案した結果」、買付価格決定に当たり、「対象者株式の直近の市場価格が対象者の株主が認識している公正な対象者株式価値を合理的に反映したものであると判断」された理由(純資産価額法、配当還元方式、収益還元方式等を株式価値算定方法として採用されなかった理由を含みます。)を、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (6) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(2)【買付け等の価格】算定の基礎」欄において、当社株式の市場価格につき、「対象者株式の直近の市場価格が対象者の株主が認識している公正な対象者株式価値を合理的に反映したものであると判断し」た上で、「公開買付者が適切だと考えるプレミアムを加算して、本公開買付けの買付価格(1株当たり 1,584円)を決定いたしました。」と記載されていますが、公開買付者が適切であると考えたプレミアムは、どのような資料に基づき、どのように算出したのか、具体的な根拠とともに詳細にご説明下さい。
- (7) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において「本公開買付けにおける条件面は、すべての株主にとって十分魅力的であると考えます。」と記載されていますが、「すべての株主にとって十分魅力的であると考え」た根拠について、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (8) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、「対象者が今後とも発展を続け、それに伴い対象者株式の価値も向上していくものと確信し」と記載されていますが、公開買付者が「向上していく」と確信されている当社株式の価値の向上について、今後の具体的な見込みとしてどのようなことを想定されているのか、また、それらの具体的な時期及び当該時点において具体的に向上が見込まれる価

値の金額を、具体的な根拠とともに詳細にご説明下さい。

- (9) 公開買付者は、公開買付届出書「第1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、「仮に、かかる完全子会社化を行う場合、それによって対象者のその時点における少数株主に対して交付される対価としての金銭その他財産の価値は、本公開買付けの買付価格とは異なる可能性があります。」と記載されていますが、これは完全子会社化の際に少数株主に交付される財産の価値が公開買付価格よりも低額となる可能性があるというご趣旨であるのか否か、明確にご回答下さい。仮に、当該財産の価値を公開買付価格よりも低額とする可能性があるのであれば、どのような場合に低額とするのか、またその場合にはどの程度低額となるのか、現在の見込みを具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (10) 公開買付者が公開買付届出書「第1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」において記載されるように当社の「完全子会社化を行う場合」には、「それによって対象者のその時点における少数株主に対して交付される対価」はどのような考え方に基づき、いかなる株価算定方法を用いて、その内容及び価値(金額)を決定される意向であるのか、明確かつ詳細にご説明下さい。

第5 資金の調達方法

- (1) 公開買付者は、公開買付届出書「第2【公開買付者の状況】1【会社の場合】(1)【会社の概要】(注2)」欄において、「公開買付者は、平成19年5月16日付けで、公開買付者の唯一の社員であるスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピーより300億円を上限として「出資を得る旨の確約を得て」おり、「スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピーは、公開買付者への出資は、手元資金及びマージンレンディング」「を通じてプライムブローカーから借り入れる資金をもって行う予定」と記載されています。これらに関して、

SPJSFが有する「手元資金」の意味を、明確かつ詳細にご回答下さい。

SPJSFが有する「手元資金」の総額をご回答下さい。

SPJSFが出資を予定する金額のうち「手元資金」の占める金額を、ご回答下さい。

「マージンレンディング」「を通じて」資金を借り入れる仕組み及びその時期を、具体的かつ詳細にご説明下さい。

SPJSFが、「マージンレンディング」「を通じて」資金を「借り入れる」予定の「プライムブローカー」の名称、自然人であれば国籍及び住所又は居所、法人であれば設立準拠法、事業所(複数の事業所が存在する場合には、その中の主要なもの)の所在する国又は地域、事業内容、沿革、資本構成及び財務内容、並びに、公開買付者及び公開買付者グループとの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)につき、具体的かつ詳細にご説明下さい。

「マージンレンディング」において「裏付け」とする予定の有価証券の具体的な内容及び金額を、明確にご説明下さい。

- (2) SPJSFが「マージンレンディング」を通じてプライムブローカーから借り入れる資金をもって行う予定の確実性につき、具体的根拠とともに、明確かつ詳細にご説明下さい。
- (3) 公開買付者に、公開買付届出書「第2【公開買付者の状況】1【会社の場合】(1)【会社の概要】（注2）」欄に記載されたほかに、本公開買付けの決済に要する資金について、締結済の契約又は契約の予定その他資金調達を行うことができる可能性が存在する場合には、その内容(調達の方法・内容、その額及び相手方に関する情報)を明確かつ具体的にご説明下さい。

第6 公開買付け後の公開買付者の当社に対する方針について

- (1) 公開買付者は、中長期的な観点から当社の企業価値を最大化させるために具体的にどのような施策を実施すべきと考えているのか、詳細にご説明下さい。もし仮に、本公開買付けの結果取得する株式の議決権割合により、公開買付者グループの当社に対する方針等が異なるのであれば、それぞれの割合ごとの方針について、詳細にご説明下さい。
- (2) 公開買付者は、他社と比較した場合の当社の経営上の強み及び弱みをどのように分析されているのかについて、ご説明下さい。
- (3) SPJSFは、2007年5月18日付プレスリリースにおいて、「買付けに際しても、当社の現経営陣を支持する意向」と記載し、公開買付届出書「第1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、「将来における当社の経営及び見通しを信頼」していると記載されていますが、これは、現経営陣による当社の経営計画及び事業計画を支持している趣旨なのか否か、そうであるならば、どれくらいの期間にわたる保有を想定して支持を表明しているのか、また、具体的に信頼している「当社の経営及び見通し」の具体的内容、さらに、「当社の経営及び見通しを信頼」している理由を、詳細にご説明下さい。なお、上記の「買付けに際しても」の意味は、「買付け後も」という意味であるのか否か、及び、もし異なる場合にはその具体的な意味を、明確にご説明下さい。
- (4) 当社の経営計画及び事業計画について、見直さないし改善すべきであるとする事項があれば、具体的にご説明下さい。
- (5) 公開買付者は、公開買付届出書「第1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、「スティール・パートナーズ」は「証券売買による利益を得ることを目的」としており、「将来その所有株式を市場内外において処分することは可能性としてありえます。」と記載されていますが、公開買付者グループは、投資ファンドという性質上最終的には当社株式

を売却しなければならない性質を有すると考えられますところ、本公開買付けにより取得した当社株式の最終的な売却についての現時点での予定又は方針につき、詳細にご説明下さい。

- (6) 公開買付者は、公開買付届出書「第1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、「公開買付者は、対象者への投資を継続的に見直し、対象者の財務状況、対象者の株価、証券市場の状況、一般的な経済及び市場の状況等に応じて、公開買付者が適切だと判断する行動を取ることがあります」と記載されていますが、どのような基準を用いてどのようにかかる見直しを行われるのか、具体的にご説明下さい。(IRR、ROE など具体的な判断の材料としている指標及び水準があれば、明確かつ詳細にご説明下さい。)
- (7) 公開買付者による本公開買付け成立後、公開買付者が当社株式の全部を取得できなかった場合において、当社の残存株主への対処方針、公開買付者と残存株主との利益相反を回避するための方法について、現時点での方針を、明確かつ詳細にご説明下さい。
- (8) 仮に、本公開買付けの結果により当社株券の上場が廃止された場合には、取引先への信用力や、従業員の士気、さらに新入社員の採用など、様々な影響が想定されますが、上場廃止が当社の企業価値に与えるマイナスの影響について、公開買付者はどのように考えるか、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (9) 公開買付者は、公開買付届出書「第1【公開買付要項】3【買付け等の目的】」欄において、「公開買付者は、上述の買付け目的に基づき株式取得を目指すため、公開買付者独自の経営計画又は事業計画の有無などに頓着されず、買付価格、買付株式数その他の本公開買付けの条件面に注力して意見表明をしていただきたく存じます」と記載されていますが、公開買付者は、本公開買付けに応募する当社の株主の数によっては、当社の発行済株式総数の過半数を取得する可能性があります。その場合に、取締役の選任は、公開買付者の意向に沿うことになり、公開買付者の意向に沿う経営がなされる可能性があります。公開買付者は、そのような場合に、本公開買付けに応募しなかった当社株主や従業員、顧客、仕入先等のステークホルダーには、どのような影響が生じる可能性があるかと考えるのか、具体的かつ詳細にご説明下さい。また、公開買付者が議決権の過半数を取得して当社の経営権を取得した場合における経営方針や経営計画について、その内容を具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (10) 仮に、公開買付者が当社株式の一定数を取得した場合に、公開買付者グループが取締役の選任要求等の方法によって当社経営に関与し、従業員の削減や事業の売却を行う可能性の有無について、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (11) 『日経ビジネス』(2007年5月21日号)におけるリヒテンシュタイン氏のインタビューによれば、「ブルドックソースが日本市場でしかビジネスをしていないのなら、世界の家

庭に行き届くような販売網を築く手伝いをしたい。」とのことですが、どのようなネットワークを用いて世界的な販売網を築いていくという考えなのか、明確かつ具体的にご説明下さい。

- (12) SPJSF は、2007 年 5 月 18 日付プレスリリースにおいて、「我々は投資家であり、御社を 100%保有したいと考えていますが、我々は経営者ではありません。ブルドックソースの現経営陣の実績と経営能力に敬意を持ち、買付けに際しても現経営陣を支持する意向です。」と記載されている一方で、公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付けの目的等】」欄において、「公開買付者は」「現経営陣への助言や株主権行使等を通じて対象者の株式価値の向上を支援すること、本公開買付けの結果次第では取締役その他の役員を対象者に派遣し、又は任命すること及び対象者の資本構成又は配当方針の変更に関する提案など」を行う可能性がある」と記載されているところ、双方の記載の整合性につき、明確かつ詳細にご説明下さい。
- (13) 公開買付者は、公開買付届出書「第 1【公開買付要項】3【買付けの目的等】」において「公開買付者は」「現経営陣への助言や株主権行使等を通じて対象者の株式価値の向上を支援すること、本公開買付けの結果次第では取締役その他の役員を対象者に派遣し、又は任命すること及び対象者の資本構成又は配当方針の変更に関する提案など」を行う可能性がある旨記載されているところ、公開買付者が議決権の過半数を取得した場合に、当社取締役又は監査役として新たに選任すべき人材はいると考えるか、明確にご回答下さい。いると考える場合には、かかる人物の氏名、経歴、特に食品業界ないしソース業界における経験等を具体的かつ詳細にご説明下さい。また、かかる人物と公開買付者グループとの関係についても具体的かつ詳細にご説明ください。
- (14) 公開買付者が本公開買付けにより当社株式の一定数を取得した場合に支持を予定する資本政策及び配当政策を、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (15) 公開買付者の本公開買付届出書及びプレスリリース等においては、当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針に触れられておりませんが、本公開買付け終了後の上記利害関係者の処遇方針を、明確かつ具体的にご説明下さい。また、もし本公開買付けの結果取得する株式の議決権割合により、これらの処遇方針が異なるのであれば、それぞれの場合ごとの方針について、明確かつ具体的にご説明下さい。

第 7 当社の行うソース類の製造販売事業について

- (1) 公開買付者は、わが国における食品業界あるいは調味料業界ないしソース業界の現状、これからの見通し、及び、問題点についてどのように考えているのか、具体的かつ詳細にご説明下さい。

- (2) 公開買付者は、上記(1)の認識の下、わが国の国内のソース業界の中での当社の位置付け(例えば、競合他社との比較等)、及び、これから当社が進むべき経営の方向性についてどのように考えているのか、具体的かつ詳細にご説明ください。
- (3) わが国の国内でのソースの需要その他ソース市場の今後の動向について公開買付者はどのように考えているのか、具体的かつ詳細にご説明ください。
- (4) わが国のソース業界を含む食品業界は、他の業種の企業と比較すると、相対的に規模が小さい多数の企業により構成されていると考えられます。公開買付者は、このようなわが国の食品業界の現状、これからの見通し(業界再編等に対する見通しを含みます。)、問題点、及び、これから当社が進むべき経営の方向性についてどのように考えているのか、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (5) 当社は、上記(2)のようなわが国のソース業界を含む食品業界の現状が、わが国の風土に根ざした多様な食文化を支え、ひいては当社の販売する主要な商品であるソースの需要の基礎となっていると考えております。当社は、仮に、食品業界において業界再編が大きく進んだ場合には、これまで多数の企業が存在することにより実現されてきた多様な食文化の画一化を招き、ひいては当社製品の需要の基礎を損なうおそれがあるとも考えておりますが、公開買付者は、このような食文化の多様性と業界再編について、どのように考えているのか、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (6) 当社は、ソース類の製造販売事業を主たる事業としておりますが、ソースをはじめとする食品事業を営む会社は、食品というお客様の健康の基礎になるものを製造・販売するものであり、食品の安全・安心を確保する大きな社会的責任を有するものですが、このような当社の社会的責任について、公開買付者としてどのようにお考えになっているのかをご説明下さい。
また、公開買付者が議決権の過半数を取得して当社の経営権を取得した場合における経営方針や経営計画において、かかる食品の安全・安心をどのように確保するつもりでいるのか、明確かつ具体的にご説明下さい。
- (7) 当社は、ソース類の製造販売事業を主たる事業としておりますが、当社の製品は、多様な流通経路を経て、最終的にソースをお使いになるお客様のお手許に届くこととなります。公開買付者は、このように当社の主たる事業と密接不可分な日本の流通の現状(例えば、商慣習ないし流通慣行、及び、価格支配力に関する見解等)、これからの見通し、及び、問題点ないし課題(例えば、販売戦略の観点からどのように対処するか等)について、どのように考えているのか、具体的かつ詳細にご説明下さい。
- (8) 当社は、ソースの製造販売を主たる事業としておりますが、公開買付者は、当社製品の原材料市況の現状、及び、これからの見通し、並びに、今後の当社への影響、及び、そ

れに対する当社の対応の方針について、どのように考えているか、具体的かつ詳細にご説明ください。

- (9) 当社は、100 年以上に亘ってソースの製造販売を行い、食品事業を営む会社として、食品の安全・安心を確保して、ソースをお使いになるお客様の信頼を得て、著名なブランド力を得て参りました。公開買付者は、公開買付者が本公開買付けを通じて当社の議決権の多数を取得することが、このような当社製品への信頼ひいては当社のブランド力に対してどのような影響を与えたとお考えか、消費者に対して一切の悪影響も与えるものではないとお考えであるのかを含め、具体的かつ詳細にご説明下さい。

以 上